

広島市佐伯区五日市町所在

中垣内遺跡第2次発掘調査概報

1987. 3

広島市教育委員会

は　し　が　き

広島市佐伯区は、かつて古代山陽道が通っており、現在も国道2号線やそのバイパスなどが通る交通の要衝であり、早くから広島市のベッドタウンとして開発が進んでいます。そうしたなかで、中垣内遺跡の所在する丘陵一帯は、現在も比較的宅地造成等の開発が行われておらず、ここから古代の瓦が発見されたことから、昭和59年度に五日市町教育委員会（当時）が試掘調査を行い、安芸国内では数少ない奈良時代の遺跡の存在を確認しました。しかし、その範囲・内容等は明らかにされませんでした。その後、五日市町は、昭和60年3月に広島市と合併し、佐伯区として新たにスタートしました。

そこで広島市教育委員会では、今後予想される開発に対処するため、昭和59年度の試掘調査に引き続き、第2次発掘調査を実施しました。

その結果、奈良時代の瓦や土器、掘立柱建物跡や溝状遺構など、市域では数少ない遺構・遺物が検出され、大きな成果を上げることができました。しかし、遺跡の全容が明らかになったわけではなく、今後とも調査を継続していく必要があると考えております。

終りになりましたが、今回の調査にあたり、ご指導いただいた諸先生方、および快く調査にご協力いただいた土地所有者の方々や作業にあたっていただいた方々に厚くお礼申しあげるとともに、この概報が、郷土の歴史研究等をすすめるうえで役立つことができれば幸いに存じます。

昭和62年3月

広島市教育長 宮 永 聰 夫

例　　言

1. 本書は、広島市教育委員会が、文化庁から補助金を受けて昭和61年度に実施した、中垣内遺跡の発掘調査概要である。
2. 本書の執筆は、I～IVを草本二三夫が、Vを幸田　淳が担当し、編集は阿部　滋が行った。
3. 図面作成、写真撮影は、幸田　淳が行った。
4. 本書で使用した記号は、下記のとおりである。
SA = 棚, SB = 建物, SD = 溝, SP = ピット, T = トレンチ
5. 記号の後に付した数字は、上2桁が調査実施年の西暦の下2桁を示し、次の下2桁は一連番号とした。なお、ピットについては、トレンチごとに番号を付した。
6. 第1図は、建設省国土地理院発行の50,000分の1、広島の地形図を複製したものである。

目　　次

I はじめに	1
II 位置と環境	2
III 調査の概要	5
IV 出土遺物	14
V まとめ	20

挿　　図　　目　　次

第1図 中垣内遺跡位置図	3
第2図 周辺の地形及びトレンチ配置図	5
第3図 主要トレンチ配置図	6
第4図 SA 8601 実測図	7
第5図 SB 8601～SB 8603・SD 8601 実測図	9
第6図 SD 8602 (T 8611) 実測図	11
第7図 出土瓦実測図(1)	15
第8図 出土瓦実測図(2)	16
第9図 出土土器実測図	17

図　　版　　目　　次

図版1 a. 軒平瓦出土状態 (T 8603 東から)	図版4 a. 瓦出土状態 (T 8610 北から)
b. SA 8601 (T 8604, T 8605 北から)	b. SD 8602 (T 8611 北から)
図版2 a. SB 8601 及び SD 8601 東半分 (T 8606 北から)	図版5 a. SD 8603 (T 8612 西から)
b. SB 8601 及び SD 8601 西半分 (T 8606 北から)	b. 瓦器出土状態 (T 8614 東から)
図版3 a. SB 8601 及び SB 8603 東半分 (T 8607 西から)	図版6 出土瓦 (縮尺1/6)
b. SB 8601～SB 8603 西半分 (T 8607 南から)	図版7 出土瓦 (縮尺1/6) 及び土器 (縮尺1/3)

I は じ め に

昭和59年11～12月に、五日市町教育委員会が五日市町大字三宅字中垣内の試掘調査を行い、遺跡の存在を確認した。

広島市教育委員会では、昭和60年3月の広島市と五日市町の合併に伴い、中垣内遺跡が古瓦を出土する、市域でも数少ない遺跡であり、本遺跡が国道2号線とそのバイパスの間に位置しており、周辺には開発の波が迫っていることを確認した。このため、広島市教育委員会では、前回調査に引き続き、遺跡の範囲や内容を明らかにし、その保護対策を講ずるため、発掘調査を行うことを決定し、国庫補助を受けて昭和61年11月10日に調査を開始し、12月8日に終了した。

なお、調査の関係者は下記のとおりである。

調査主体 広島市教育委員会

調査担当係 広島市教育委員会社会教育部管理課文化財係

調査関係者 森脇 昭之 社会教育部長

藤井 克己 管理課長

検査 栄次 管理課文化財係長

調査者 幸田 淳 管理課文化財係主事

阿部 濟 管理課文化財係主事

草本二三夫 管理課文化財係主事

吉本由紀 管理課文化財係嘱託

調査補助員（順不同）

（発掘作業） 山中猛、中本俊憲、溝之武、大方一、大下彰、中村貞良、青木頼夫、永岡幸枝、川本時子、永田志津子、猿田喜久子、瀬戸静枝、福田幸枝、舛田愛子、梅田ハルノ、梅田ミヨコ、八木康子、松本陸子、政本裕子、佐上潤子、川手啓子、新谷八重子、大片ミコト、渡辺サツエ、鐵スエ子、横山美紀、益スミエ、中岡シズミ

（整理作業） 河合淳子、上林賜子、橋本礼子、鼓智子

なお、松下正司氏（広島県草戸千軒町遺跡調査研究所長）には、調査全般にわたる指導、助言をいただき、土地所有者をはじめとする地元の方々や「三宅のルーツを探る会」のかか多くの方々には、調査を円滑に進めるために多大なご配慮をいただいた。さらに、概報の作成にあたっては、広島県立埋蔵文化財センター、（財）広島県埋蔵文化財調査センター、広島大学文学部考古学研究室、府中町歴史民族資料館、東京国立博物館陶磁室、（財）出光美術館の方々から広範なご教示をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

II 位置と環境

中垣内遺跡は、広島市佐伯区五日市町大字三宅字中垣内に所在する。佐伯区は広島市の南西部に位置し、東・西・北の三方を山に囲まれ、南は瀬戸内海に面する。本遺跡は、佐伯区の中でも南西部に位置し、西の通称極楽寺山（標高 693 m）より南東に派生する低丘陵上にあり、標高25mを測る。北東側を坪井川、南西側を三宅川にはさまれ、瀬戸内海に面した展望良好な位置にある。

さて、古代律令制下の地方行政制度及び当時の佐伯区を中心とした、広島県西部の状況を概観してみたい。大和朝廷は、日本の大部分を統一した後、645年の大化改新と共に続く701年の大宝律令により、律令国家としての体制を整えた。朝廷は、それ以前の、氏姓制度を中心とした旧体制を打破するため、中央集権的な統治機構を地方行政に取り入れた。これらは、大別すると、軍事施設（城柵、軍団、烽台）、地方行政機構（国府、郡家など）、交通関連施設（駅、牧、関、水駅）などである。^(注1)また、地方の行政区画としては、国・郡・里（のちの郷）が置かれた。広島県の西部は「安藝國」であり、現在の佐伯区は、当時「安藝國」の中の「佐伯郡」の一部であったと考えられる。さらに「佐伯郡」は12郷を擁する安藝國唯一の上郡であった。^(注2)

また、国衙は地方行政の中心機構としての監督官庁であって、国司は中央から派遣されていたが、郡衙は主として収税実務の機能を有しており、郡司も地方豪族が任命されていた。^(注3)これについては、発掘調査による成果からみても、国衙が政府を中心に構成され、ここでの儀式等を通して中央政府の権威を誇示したと考えられること、一方郡衙においては、民衆から徵収した税を納める倉庫—正倉が重要な施設であったことからも、うなづけるものである。^(注4)いずれにしても、これらの行政機構は、律令制における徵税体系としても、重要な機能を有していた。また、駅伝制は、律令制を維持するために、地方と中央の連絡・往来の便を確保するものとして重要であった。^(注5)安藝國では、古代山陽道六駅が知られており、^(注6)佐伯区内にも山陽道が通っていたと考えられている。当時の山陽道は、官道七道のうちでも唯一の大路であり、都と大宰府を結ぶ道路として極めて重要であった。それゆえに山陽道の駅館についても、特別の配慮が払われていたようである。^(注7)

次に、地方行政機構に関連して、県内の主要官衙跡について概観してみよう。

安芸國府の遺構は発見されていないが、備後國府が存在したと推定されている府中市では、^(注8)南北方位を意識した掘立柱建物跡や溝、陶窯、木簡、瓦などが検出された。

備後國三次郡衙に比定されている下本谷遺跡からは、^(注9)中央に広場を持ち、「コ」の字形に掘立柱建物跡が並び、周囲を柵で囲み、さらにその外に倉庫跡が存在する遺構が検出された。遺物としては、須恵器、土師器、縄釉陶器、瓦などが出土した。

下岡田遺跡（安芸郡府中町）は、府中町に残る条里遺構を望む、小丘陵の南端に位置しており、古代は広島湾の東側海岸に近かったと考えられる。遺構としては、掘立柱建物跡、礎石建物跡、井戸などが検出され、遺物としては、須恵器、土師器、瓦、縄釉陶器、硯、木簡などが出土した。下岡田遺跡は、遺構の構造・配置などから寺院跡とは考えられず、木簡の出土や難波宮跡及び安芸國分寺跡出土の軒瓦との類似性などから、これら国家的な機構と関連のある地方官衙とみなされている。^(注10)しかしながら、国衙や郡衙にしては、遺跡の規模・立地や遺構の配置などからみて妥当とは言えず、また、府中町には古代山陽道が通っていたと考えられ、遺跡付近には駅の遺跡と思われる「早馬立」の地名が残っていたことなどから、安芸駅の駅館跡と推定されている。^(注11)なお、古代に佐伯郡周辺を佐伯部を管理するものとして佐伯氏があり、後にその一派が田所姓を名乗り、安芸国衙（府中町）に入り、在庁官人として活躍している。



第1図 中垣内遺跡位置図

振り返って、中垣内遺跡の立地条件や歴史的環境、出土遺物などを考えた場合、この下岡田遺跡との類似性が注目されよう。

- (注 1) 福山敏雄「地方の官衙」「日本の考古学」歴史時代下『三上次男、椎崎彰一編 1967
- (注 2) 「和名類聚抄』五、郡名によると、広島県の西半部は「安藝國」であり、「沼田、賀茂、安藝、佐伯、山縣、高宮、高田、豊田」の8郡から成り、このうち「佐伯郡」は「養我、種免、緣井、若佐、伊福、桑原、海、増瀬、建管、罪家、大町、土茂」の12郷を擁していた。
- (注 3) 坪井清足「地方官衙と城柵」『古代史発掘』9、埋れた官殿と寺』歴史時代ー1、坪井清足・鈴木盛吉編 1974
- (注 4) 山中敏史、佐藤興治「古代の役所」『古代日本を発掘する』5 1985
- (注 5) 山本忠尚「地方官衙の遺跡」『日本歴史考古学を学ぶ(上)政治・経済・生活の諸相』坂詰秀一・森鶴夫編 1983
- (注 6) 「延喜式』二八、兵部省、諸國驛傳馬、安藝國驛馬に古代山陽道における安藝國六郷は、「安藝、伴郡、大町、種免、豐恵、遠曾」とある。
- (注 7) 「日本後紀』一三に「勃、備後、安藝、周防、長門等國驛館、本備客舍、瓦葺粉壁…」、また『続日本紀』一〇に「爲造山陽道諸國驛家、充驛起稻五万束」とある。
- (注 8) 広島県立埋蔵文化財センター「備後國府跡—推定地にかかる第3次調査概報』 1985
広島県立埋蔵文化財センター「備後國府跡—推定地にかかる第4次調査概報』 1986
- (注 9) 広島県教育委員会「下本谷遺跡発掘調査概報』 1980
- (注 10) 潮見浩、松下正司「広島県下岡田遺跡」『新版考古学講座』6・有史文化(上)遺構・遺跡』八幡一郎・大場磐雄・内藤政恒監修 1970
- (注 11) 府中町教育委員会「下岡田遺跡発掘調査概報』 1985

参考文献

- 『広島県史』原始・古代編
『五日市町誌』上巻

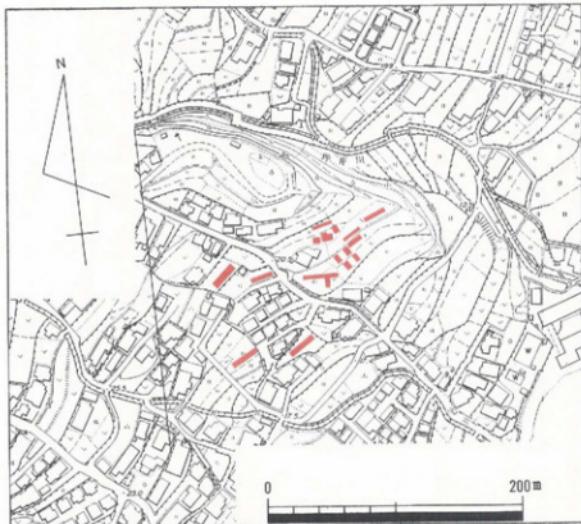
III 調査の概要

1. 既往の調査

前回調査(第1次)は、五日市町教育委員会によって、1984年11月から約1ヶ月半の間行われ、溝状遺構、若干の柱穴、瓦層、土器等が検出された。

溝状遺構は、奈良時代のものと思われるもの(SD8401)がT8402より、平安時代のものと思われるもの(SD8402)がT8409より検出された。SD8401は南西～北東方向に走っており、幅2.6m、深さ0.3mで断面が逆台形であり、底部が平らで角礫が点在していた。また、埋土中上部には瓦層を伴っていた。SD8402は南北方向に走っており、幅2.6m、深さ0.5mで不整形であり、埋土中には角礫や土師器類が含まれていた。柱穴は点在した形でT8401及びT8411より検出された。瓦類については、ほとんどが丸瓦、平瓦であったが、重匂文や複弁蓮華文の軒丸瓦、重卿文や均整唐草文の軒平瓦も出土した。重匂文と重卿文のセットは、雞波宮跡出土のものに近似。下岡田遺跡出土のものに酷似しており、複弁蓮華文と均整唐草文のセットは、安芸国分寺跡出土のものに酷似していた。なお、このうち安芸国分寺跡出土の均整唐草文軒平瓦は、下岡田遺跡出土のものと同范であることが確認されており、三者の密接な関係が想定されている。土器類については、古代の土師器や須恵器の出土が大部分を占めていた。

遺跡の性格については、出土した瓦から想定される安芸国分寺跡や下岡田遺跡との関係から、中垣内遺跡は、寺院跡ないし官衙跡の可能性があげられた。わけても、古代山陽道の安芸駅館跡に比定される下岡田遺跡との、遺構の立地や歴史的環境などにおける類似性から、官衙跡のうちでも、山陽道に面した駅館跡の可能性が最も高いと推定された。



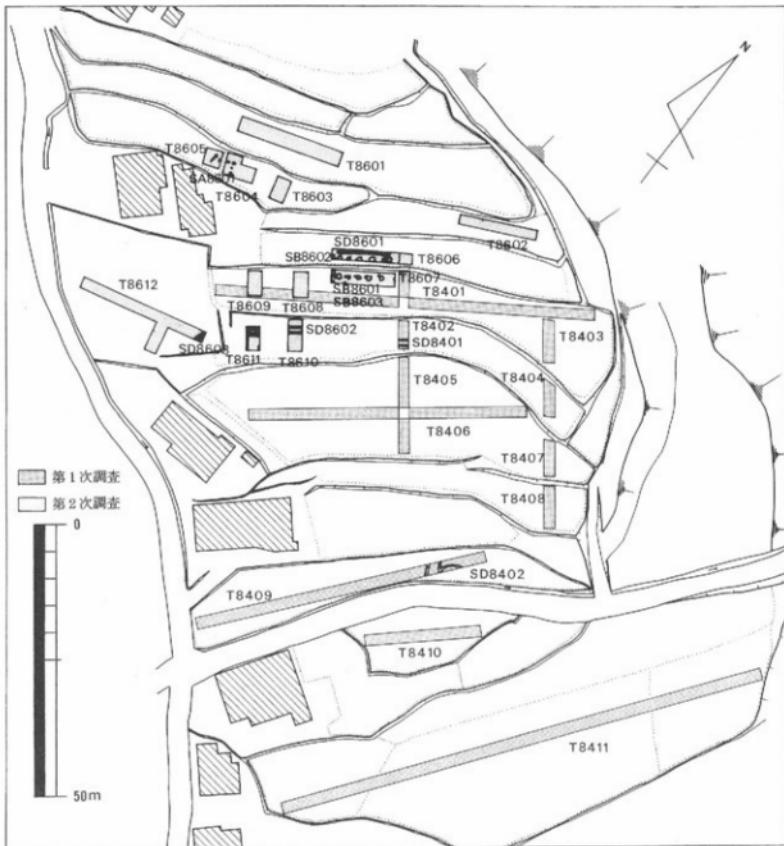
第2図 周辺の地形及びトレンチ配置図

2. 第2次調査の概要(第2図)

第2次調査にあたっては、第1次調査の結果を踏まえ、遺跡の立地条件等を勘案し、遺構の存在する可能性の高い場所を選び、なわかつ調査範囲がなるべく広域に及ぶことを意図した。

調査場所の現況が、南西から北東方向に細長く並ぶ田であることから、調査は原則として尾根の中軸線に直交する方向にトレンチを設定した。また、部分的には尾根の中軸線に平行するトレンチも設定した。トレンチ番号については、まず調査範囲のはば中央を走る市道の北東側を北から順にT8601～T8612とし、次にその南西側を北から順にT8613～T8616とした。

この結果、T8604～T8607及びT8610～T8612より、掘立柱建物跡3棟(SB8601, SB8602, SB8603)、柵状遺構1(SA8601)、溝状遺構2(SD8601, SD8603)、築地溝1(SD8602)が検出された。



第3図 主要トレンチ配置図

3. 検出の遺構(第3図)

1. T 8601

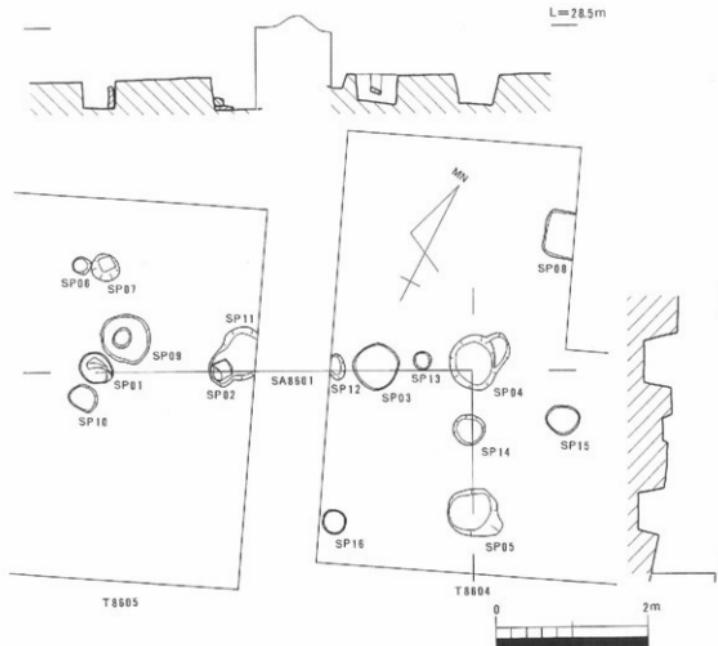
南西から北東方向に設定した長さ20m、幅2.5mのトレンチである。ここから、トレンチの長辺に沿って走る段差が検出された。方位はN-62°-Eを測る。これは北側が高く、トレンチの南西端において最大差7cmを測るもので、北東方向へ徐々に低くなり、トレンチの南西端から約6mほどで高低差がなくなる。上部がかなり削平されているとはいえ、基壇状の遺構とは考えられず、遺物もほとんど出土していないため、性格は不明である。

2. T 8602

南西から北東方向に設定した長さ15m、幅2mのトレンチである。表土は非常に薄く、地山面までが単一の土層となっており、地山面には一辺20~30cm大の角礫が点在する。遺物は少量の瓦片、須恵器片等が出土した。

3. T 8603

南東から北西方向に設定した長さ5m、幅3mのトレンチである。地山は谷状に浅くぼんやり、北から南へ向かって徐々に広がる形状を示している。底部には流水痕も見られ、北西から南東へ緩く傾斜している。形態からみて自然地形と思われ、地山面には径10cm前後の角礫が点在する。この床土より均整唐草



第4図 S.A 8601 実測図

文軒平瓦(5)が、流れ込みの状態で出土した。他の遺物としては、須恵器片、瓦片なども見られた。

4. T 8604・T 8605 (第4図)

T 8604は南東から北西方向の長さ6m、幅3m、南西から北東方向にも長さ6m、幅3mとL字形に設定したトレンチである。T 8605は南東から北西方向に設定した長さ5m、幅3mのトレンチである。両トレンチは、田の境界をはさんで約1mの間隔をおいて、ほぼ平行に配した。

SA 8601

T 8604及びT 8605より柱穴と考えられるピット16個(SP 01～16)が検出された。これらのうち、SP 01～05についてみてみると、その掘り方は、柱穴の重複が考えられるものを除いて、すべて円形プランを呈しており、径は48～72cm、検出面からの深さは33～44cmを測る。SP 01～04の柱穴間の距離は、西から1.7m、1.7m、1.3m、SP 04とSP 05では1.9mを測る。以上のことから、柱穴の径や間隔にはばらつきがあるものの、その形状や深さ等には規格性が認められ、またSP 01～04とSP 04～05とが直角に位置することなどから、これらは一連の構築物の柱穴列と考えられる。SP 03には径14cmの柱痕と推定されるものが認められ、SP 01～03内の柱位置にあたると推定される部分に、高さ4～14cm、幅12～36cmの川原石や角礫を伴う。これらについては、その位置、形状等から根石の可能性が考えられる。

この柱穴列の性格については、掘立柱建物跡を想定することも可能であるが、柱穴間の距離のばらつきが比較的大きいことや、SP 01～03に対応する柱穴が検出されていないこと、柱の径が約14cmと推定される細いものであることなどから、ここでは掘立柱建物跡よりは柵跡と考えておきたい。

なお、SP 01～04の並ぶ方向は、南西～北東を指しており、検出面でみるとSP 04が北東端と推定されるが、発掘範囲を広げれば、SA 8601は南西及び南東方向へ延びるものと思われる。

遺物についてみると、SP 03及びSP 07より土師質土器片、瓦器片が出土したほか、T 8604・T 8605から須恵器片、土師器片、瓦片、陶器片などが出土したが、量的には全体的に少なく、いずれも細片であった。このため、SA 8601の時期は比定し得なかった。

また、柱穴と考えられる他のピット(SP 06～16)については、その掘り方が隅丸方形プランを呈するSP 08を除いては、すべて円形プランを呈するものであるが、深さについては一定しておらず、距離、位置関係についても関連性は認められないことから、性格を明らかにし得なかった。

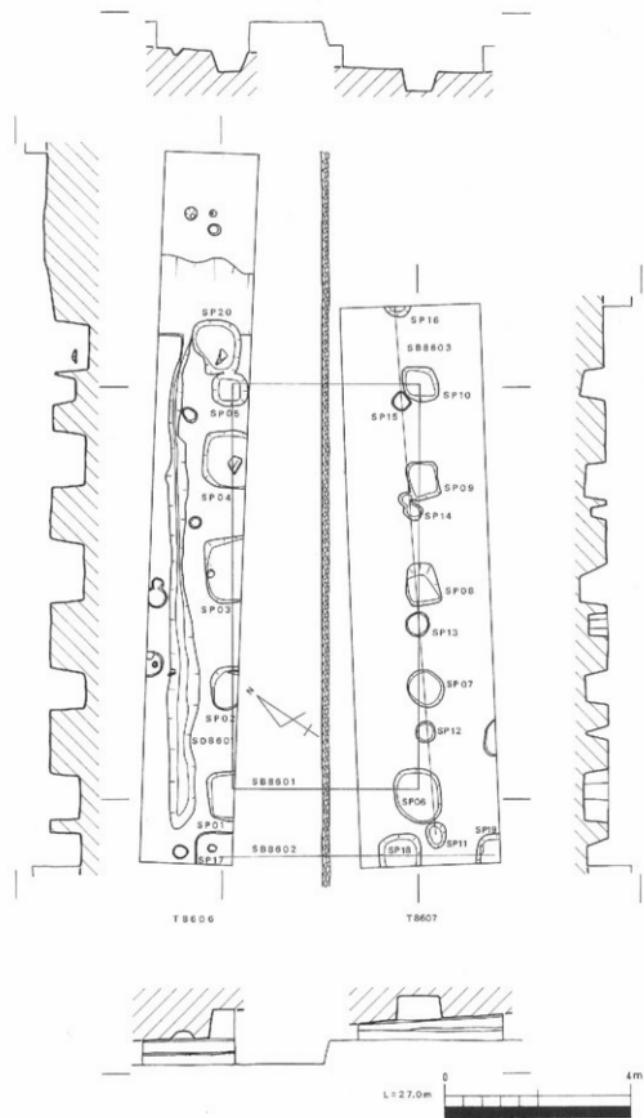
5. T 8606・T 8607 (第5図)

いずれも南西から北東方向に設定したトレンチであるが、T 8606は長さ15m、幅2m、T 8607は長さ12m、幅3mである。

SB 8601

T 8606よりトレンチの長辺に対してほぼ平行に、径70～140cm、検出面からの深さ46～74cmを測る、柱穴と考えられるピット5個(SP 01～05)が、T 8607より同じくトレンチの長辺に対してほぼ平行に、径74～116cm、検出面からの深さ47～58cmを測る、柱穴と考えられるピット5個(SP 06～10)が検出された。

SP 01～05及びSP 06～10の柱穴間の距離に若干のばらつきはあるものの、柱穴列相互の間隔はほぼ一定で平行に並び、その掘り方も概ね隅丸方形プランを呈し、その径や深さには規格性が認められることから、これらは掘立柱建物跡と考えられる。南西～北東方向に連なるSP 01～05及びSP 06～10を棟方向と仮定した場合、その方向はN-57°-Eを指す。また、桁間について、SP 03・SP 04が2.6m、SP 04・SP 05が1.6mを測ることを除き、概ね2.1～2.2mであり、梁方向は約4mを測ることから、T 8606・T 8607間の田の境界付近に、もう一列の柱穴列の存在を想定することも可能であり、その場合SB 8601は総柱の建物跡



第5図 SB8601～SB8603・SD8601実測図

の可能性もある。総柱建物跡を想定した場合、検出面から見た建物規模は、2間×4間、柱間は7尺等間を意図したものと考えられるが、発掘範囲を広げれば、規模はこれ以上となる可能性もある。なお、SP02～04内の柱位置と推定される部分より、高さ15～32cm、幅23～40cmの角礫を検出したが、その位置や形態からみて根石と考えられる。また、SP05より径22cm、SP06より径38cmの柱痕と推定されるものが検出されたが、SP05のものについては、その位置が柱穴底部の西端に著しく偏っていることから、SP05の柱痕である可能性は低いと考えられ、柱穴の重複の可能性も考えられる。

遺物としては、SP09の底部付近より須恵器の蓋のつまみ(18)、SP09の埋土上より土師質土器の皿(16)が出土しており、その他は瓦片や土師器片などが、遺構内の地山レベル付近から出土している。

SB8602

両トレンチの南西端から、トレントの長辺に対してほぼ直角に並ぶ、柱穴と考えられるピット3個(SP17～19)が検出された。柱穴の推定辺長は90～100cm、検出面からの深さは46～65cmを測り、すべて隅丸方形プランを呈する。これらの柱穴は、検出状況などからみて一連のものと考えられる。また、柱穴間の距離はSP17・SP18では約4m、SP18・SP19では約2mを測る。このようにSP17・SP18の間隔がSP18・SP19の間隔の2倍であることから、SP17・SP18間の中央付近にもう一つ柱穴が存在する可能性が推定されよう。この場合、柱間は7尺等間を意図したと思われ、柱穴の形状、大きさ等からSB8602は掘立柱建物跡であることが考えられる。SB8602の柱穴の方向はN-33°-Wを指しており、これとSB8601で仮定した棟方向との成す角が直角であり、SB8601、SB8602ともその柱穴の形状、径、深さ等も比較的近似していることなどから、両者はほぼ同時期のものと考えられる。しかし、両遺構間の距離が約1.4mと近いことから、同時併存の可能性は低い。

なお、SP17の底部より高さ11cm、幅20cmの円盤状の石、SP19の底部より高さ10cm、幅20cmの半円形の石が検出されており、これらは位置、形状等からみて、根石の一部である可能性がある。また、遺構に伴う遺物の出土はみられなかった。

SB8603

T8607より径40～66cm、検出面からの深さ23～45cmを測る、柱穴と考えられるピット6個(SP11～16)が検出された。その掘り方は、柱穴の重複の可能性があるものを除き、概ね円形プランを呈する。SP11～16間の柱穴間の距離は、ほぼ2.2mを測ることなどから、SB8603は7尺等間を意図した掘立柱建物跡と考えられる。SB8603の柱穴の方向はN-52°-Eを指すが、SB8601で仮定した棟方向より北に対し5°ほどずれてSP06～10と交差している。また、SP13から径21cmの柱痕と推定されるものが検出されており、柱穴の形状、径、深さ、柱痕の径などにおいて、先述したSB8601やSB8602のものと明確な差が認められる。

以上のことから、SB8601・SB8602との切り合いがないため、前後関係は明らかにし得ないが、SB8603と、SB8601及びSB8602とは性格の異なるものと考えられよう。

その他のピットでは、SP20が変形の隅丸方形プランを呈しており、径114cm、検出面からの深さ73cmを測る大きなもので、根石と思われるものを検出している。また、その底部付近より須恵器の蓋のつまみ(17)が出土したが、規模、位置関係などにおいて、これと関連性を持つ柱穴は検出されなかった。

SD8601

T8606よりSP01～05の北西側、トレントの長辺に対してほぼ平行して、検出面での幅16～70cm、深さ15～20cm、長さ14mを測る溝状遺構(SD8601)が検出された。SD8601の南西端は、SP17・SP01付近で収束し、北東端はSP20の掘り方の北西に接するあたりで、拡散した状態で終る。このSD8601がSB8601で仮定した棟方向とほぼ平行に、約1mの間隔をおいて並ぶ位置関係を持つことから、両者の関連性が考えられ

る。この場合、溝の底部が南西端から北東端へ向かって、約10 cmの比高差をもち、全体に緩く傾斜することから、SD8601はSB8601の雨水排水の溝と想定することも可能である。しかし、溝の形状が著しく不整形であり、底部に顕著な流水痕が見られないことや、SD8601の北東端が削平によるためか終息しており、溝の方向を確認できず、その性格は明らかにし得ない。SD8601がSB8601の雨水排水の溝とすれば、SP 05の北東に並ぶ柱穴が検出されていないことや、SD8601がSP 01付近から始まっていることなどから考えて、SB8601の建物規模は、南西はSP 01・SP 06を限界として、南東方向に広がる可能性が考えられよう。

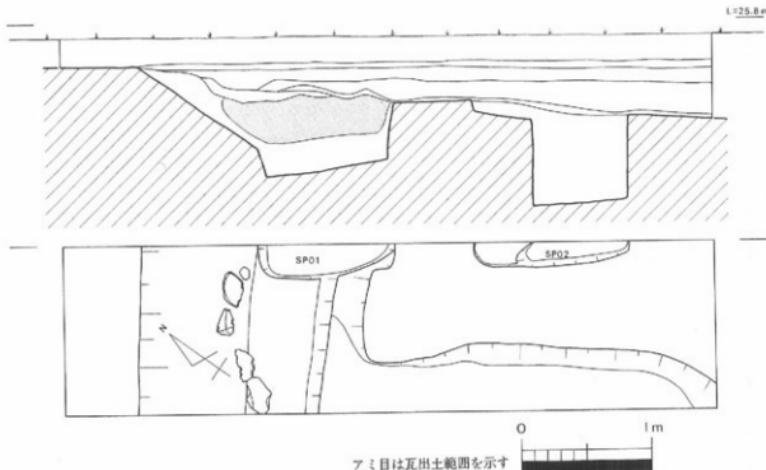
なお、SD8601の埋土上より須恵器の塵の口縁部(11)が出土しており、SB8601との関連性も考えられるが、全体として遺物は少量であることから、断定し得ない。

他の遺物としては、T8606・T8607全体にわたり瓦片や土師器片、須恵器片が多かったが、SD8601の北西に位置する径60 cm、検出面からの深さ7 cmを測るピットの埋土上より重腹文軒丸瓦(2)、T8607の地山レベル付近より平瓦(7, 8)なども出土した。しかし、先に述べたとおり、同一地点より時期の異なる遺物も出土しており、後世の攪乱を受けているものと思われる。

6. T8608・T8609

両者とも南東から北西方向に設定した長さ5 m、幅3 mのトレンチである。T8608は、そのうち北東側1.5 mについては地山まで掘り下げたが、遺構も検出されず遺物もごく少量であったため、南西側1.5 mは床土までの掘り下げにとどめた。T8609も同様の理由から、南西側1.5 mについてのみ地山まで掘り下げた。ここについても、遺物は両トレンチともごく少量の瓦片、須恵器片、土師器片などが出土したのみである。

なお、T8608はT8607の南西側に約4 m隔てて、ほぼ直角に並ぶ。このことから、T8607より検出されたSB8602が、南西側に広がる可能性もあったが、今回は確認できなかった。したがって、この地点については、次回の調査によってSB8602の範囲を確認する必要があると思われる。



第6図 SD8602(T8611)実測図

7. T 8610・T 8611（第6図）

いずれも南東から北西方向に設定したトレーナーで、T 8610は長さ5m、幅2.5m、T 8611は長さ5m、幅1.5mである。

SD8602

T 8610及びT 8611より、いずれもトレーナーの中央よりやや北西側の地点で、N-60°-Eの方向に走る溝状遺構が検出された。これらは、いずれも北西から南東へ向かって緩く傾斜する赤褐色粘質土の地山に掘られたもので、上端幅1.4m、下端幅0.5m、検出面からの深さ0.4mを測る。断面形状は逆台形を呈する。溝の底部は平らに整地されていたが、明瞭な流水痕は見られなかった。このように、両者とも位置関係や幅、断面形状などほぼ等しいことから、同一のものと考えられ、SD8602とした。したがってSD8602は、T 8610の北東端よりT 8611の南西端までの距離（約10m）以上の長さを持つことは確かである。ただし、このSD8602は、その位置関係や方向などから、前回調査で検出されたSD8401と繋がる可能性は低く、SD8401はSD8602の南東側をほぼ平行に走ることが考えられる。

また、SD8602のT 8610検出部分では、溝の北西側壁面に長辺10~20cmの大の角礫が点在しており、溝の埋土中の上部には、約20~30cmの厚さの瓦層も伴っていた。瓦は溝の幅にわたって密集しており、溝の北西側に向かって散在し、反対側にあたる溝の南東にはほとんど見られなかった。なお、瓦層は溝の中央付近が最も厚く、この上部より重層文軒丸瓦（1,3）、丸瓦（9）、平瓦（10）が出土した。一方SD8602のT 8611検出部分においても、溝の埋土中の上部には、厚さ30~40cmの瓦層を伴っていたが、瓦の量はT 8610のものに比較して少ないものであった。瓦の広がりについても、T 8610同様、溝の北西側に散在していた。この瓦層中より唐草文軒平瓦の瓦当部細片（4）が出土した。また、溝の北東側壁面には、長辺30cmから拳大の角礫が、ほぼ溝の走る方向に沿って、あたかも人為的に置かれたように点在していた。SD8602内から検出されたこれらの石については、土留め的に用いられた可能性も考えられる。

同じくT 8611より、トレーナーの南西端に、トレーナーの長辺に対してもほぼ平行に走る溝状遺構が検出された。溝の北西端は、北東方向にはほぼ直角に曲がってSD8602と交わり、南東端は北方向に若干カーブする。検出面では溝の北東部分しか現れていないため、幅は不明であるが、深さは15~20cmを測り、SD8602に比較して浅いものであった。この溝は、その位置関係から、SD8602の一部である可能性も考えられる。この場合、今回T 8611より検出された部分は、SD8602の北西端となり、SD8602は、北東方向は言うまでもなく、南東方向へも延びることが考えられる。

また、T 8611の北東端、SD8602の南東側上端付近よりSP01、同じくT 8611の北東端、SD8602の南東側上端から約2m南東側よりSP02が検出された。両者とも、その掘り方の南西部分しか検出されていないが、その形状は隅丸方形プランを呈するものと思われ、SP01の推定辺長100cm、検出面からの深さ62cm、SP02の推定辺長72cm、検出面からの深さ70cmを測る。以上のことから、これらは柱穴と考えられ、その距離は約2mを測る。

柱穴の形状、辺長、深さなどから、SP01、SP02を柱穴列と考えることも可能であるが、土層観察の結果、SD8602とSP02が共存する可能性もある。この場合、SP02を切り離して考えるべきであり、SP02とSD8602の位置関係や、SD8401がSP02の南東側を、SD8602に平行して走ることも考えられることなどから、SD8602は築地溝であり、SP02は築地溝の柱穴である可能性も考えられる。SP02を築地溝の柱穴と仮定した場合、T 8610からSP02に対応する柱穴が検出されていないが、T 8610の幅が2.5mであり、他遺跡の例により^(注1)解の柱間寸法が10尺（約3m）等間の場合もあることから、断定はし得ないが、トレーナー外に柱穴の存在する可能性も考えられる。

出土遺物のなかでは、T8610、T8611とも丸瓦、平瓦の細片が多く、次いで土師器片、須恵器片などが見られたが、T8610の床土より石鎌や石斧が、T8611の床土より瓦器の高台付碗(12)などが見られ、かなり後世の擾乱を受けているものと思われる。

8. T8612

東西方向に長さ20m、幅2.5m、その中央付近より南へ長さ5m、幅2.5mのT字形に設定したトレンチである。ここは地上げをしていたため、地山面まで約1.5mほど掘り下げる必要があった。

SD8603

東西トレンチの東端に、南西から北東方向に走る溝状遺構(SD8603)が検出された。SD8603は、検出部分の中央から南西端にかけては、南側に緩くカーブする。溝の幅0.8m、検出面からの深さは約0.2~0.3mを測り、断面形状は逆台形である。また、SD8603の埋土中より、比較的多くの瓦片が出土している。

なお、SD8602及びSD8603の底部レベルに、大きな差が認められないことや、瓦の出土、溝の位置、方向などから、両者が一連の溝である可能性もあるが、SD8603の溝の幅が、SD8602よりかなり狭く、溝がカーブを描く点からみると、先に述べたT8611より検出の溝状遺構と比して、その可能性は低いものと言えよう。

遺物については、SD8603の埋土中より重廓文軒平瓦(6)が出土したが、全体として瓦片が多く、少量の土師器片、須恵器片も出土した。

9. T8613~T8616

これらのトレンチは、今回調査範囲のうちでも、中央を走る市道の南西側に位置するものである。いずれのトレンチからも、土砂の流れ込みが見られ、遺構は検出されなかった。この付近の旧状は、谷地形を呈していたものと思われるが、古代のものと考えられる整地跡は見られなかった。

全体として遺物は、土師質土器片、陶・磁器片、須恵器片や瓦片などが出土したが、T8614より瓦器の高台付碗(13)や皿(14, 15)も出土した。

(注1) 栃木県栃木市所在の下野国府跡

IV 出 土 遺 物

調査の結果、出土した遺物には、瓦類、土器類、石器類、鉄器などがあり、量的に最も多いのは瓦類であったが、全体的に細片が多く、原形をうかがえるものは、ほとんど見られなかった。また、時期の異なる遺物が、同一のレベルより出土する例もあることから、かなりの攪乱を受けていると考えられる。したがって図示し得た遺物についても、今回検出された遺構と、直接の関連性を持たないと思われるものも含む。

以下、各遺物（瓦類、土器類）の概要を述べてみたい。

1. 瓦 類（第7図、第8図）

コンテナ約4箱分の瓦類が出土しており、軒丸瓦、軒平瓦もあるが、そのほとんどは丸瓦や平瓦の細片であった。軒丸瓦、軒平瓦の計測値については別表のとおりである。

軒 丸 瓦

1はSD8602（T8610）の瓦層上部より出土した重闇文軒丸瓦である。瓦当部の厚さは約5cmを測る。瓦当面には3重の輪線がめぐり、そのうち第3輪線の幅、高さが最大であり、中心にはかすかに珠点の痕跡をとどめている。調整としては、瓦当面や周縁部には円周方向のナデが見られるが、表面に型押しによる木目痕は見られない。裏面は磨滅が著しく、不明である。丸瓦部との接合法は、瓦当裏面の周縁より約1cm内側に溝をうがって接合している。胎土は比較的大きな砂粒を含み、焼成は軟調で、黒灰色を呈する。

2はT8606のピット上より出土した重闇文軒丸瓦である。瓦当部の厚さは約4cmを測る。1と同様瓦当面に3重の輪線がめぐり、そのうち第3輪線の幅、高さが最大であるが、全体的に磨滅が著しく、調整は不明であり、中心に珠点も認められない。丸瓦部との接合法は、瓦当裏面の周縁寄りの内側に溝をうがって差し込んで接合しているが、その大部分は欠落している。胎土は小砂粒を含み、焼成は軟調で、瓦当表面は黒灰色、瓦当裏面は灰褐色を呈する。

3はSD8602（T8610）の瓦層上部より出土した重闇文軒丸瓦である。瓦当部の厚さは約4cmを測る。これも瓦当面に3重の輪線がめぐり、中心の珠点は認められないが、第3輪線の幅、高さが最大である。調整は、瓦当表面、周縁部には円周方向、瓦当裏面には直線のナデが見られる。丸瓦部との接合法は、瓦当裏面の周縁寄り内側に溝をうがって差し込んで接合している。また、接合の際に補強した粘土が残っており、その溝側には布目痕をとどめる。これは、丸瓦部凹面の接合部に当たるために、その布目痕が写ったものと考えられる。胎土は砂粒を多く含み、焼成は軟調で、黒～黒灰色を呈する。

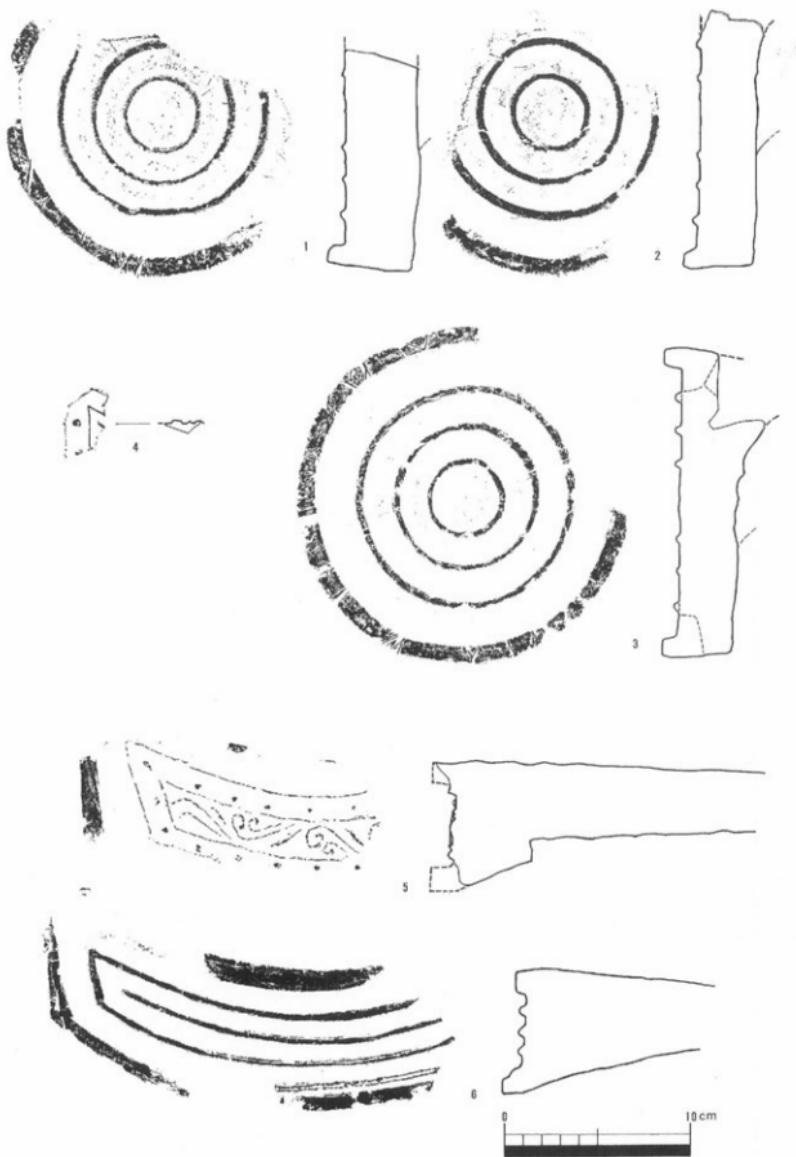
軒 丸 瓦 計 測 表

型 式	底 種 類	内 区							外 区							圖 版 番 号
		第一輪 内 径	第二輪 内 径	第三輪 内 径	内区径	中房径	弁 幅	弁 長	弁 数	外区幅	内 線 幅	外 線 幅	高	文 標		
重闇文 (J)	(16.3)	3.4	(6.8)	(10.3)	(13.8)						1.2		1.2	0.9		1
重闇文 (J)	(16.3)	3.6	7.0	(10.5)	(14.0)						1.1		1.1	0.8		2
重闇文 (J)	16.4	3.6	7.0	10.5	14.1						1.2		1.2	0.8		3

軒 平 瓦 計 測 表

型 式	瓦 当 面									全 長	狭 縫 部 幅	製 の 形 態	圖 版 番 号		
	上弦幅	弧 深	下弦幅	厚 さ	内区幅	内 文 様	上 外 区 幅	上 外 区 文 様	下 外 区 幅	下 外 区 文 様					
唐草文 (K)					(6.8)	2.4	K	1.0	珠文01	(1.0)	珠文01	珠文	0.2		4
均整唐草文 (K)					6.4	3.8	J					珠文	0.2		5
重廓文 (J)												0.4			曲線製 6

単位はcm, () は推定値

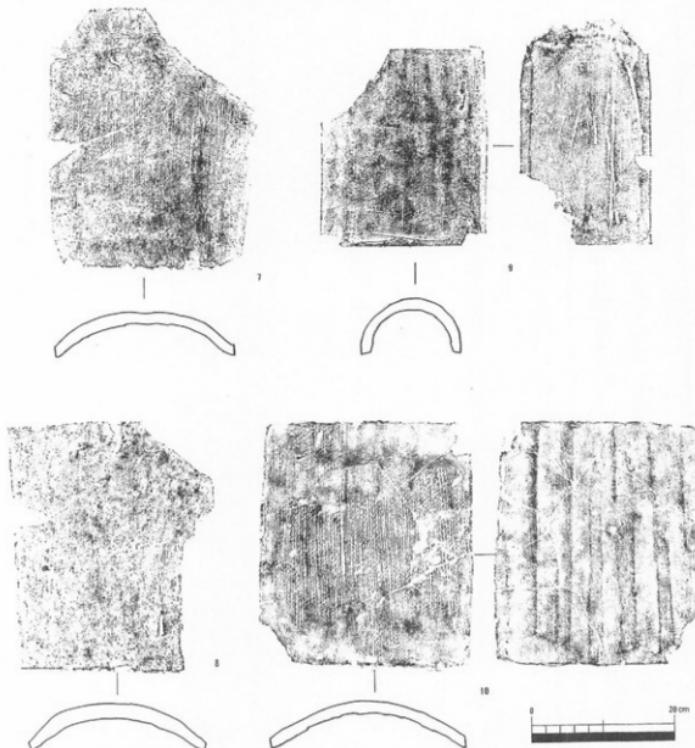


第7図 出土瓦実測図(1)

軒平瓦

4はSD8602(T8611)の瓦層上部より出土した唐草文軒平瓦の左側上隅部分であり、唐草文の一部と珠文がうかがえるが、残存状況からでは均整か偏行かは不明である。胎土は精良であり、焼成も良好で、灰色を呈する。

5はT8603の床土より、流れ込んだ状態で出土した均整唐草文軒平瓦であり、瓦当のはば中心より左半分である。中心飾の一部がうかがえるが、その文様は不明であり、それより左に三転する唐草文のがる。上下外区及び脇区には珠文帶がめぐる。調整は、頸・頸部にヨコ方向のナデが見られるが、平瓦部凹面に枠板圧痕、布目痕とも見られず、一面に板状工具による乱方向のナデが見られる。凸面には、頸部のナデ部分を除いて、ヨコ方向の繩叩き目を残す。製作技法をみると、平瓦部遺存部分の広端側と狭端側の曲率に若干の差が観察されることから、平瓦部は、粘土板巻きつけによるか粘土紐巻き上げによるかは不明であるが、桶巻作りによるものと考えられる。瓦当部と平瓦部の接合方法は、欠落面からみても判然としないが、瓦当裏



第8図 出土瓦実測図(2)

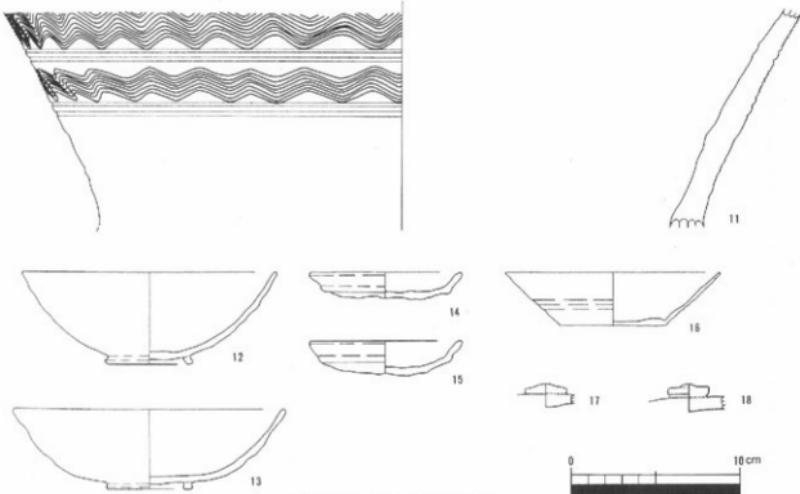
面に溝をうがって平瓦部を差し込み、粘土で補強した後、余分な粘土を削り取って段顎としたものと考えられる。胎土は砂粒を含み、焼成は良好で、青灰色を呈する。

6はSD8603の埋土中より出土の重廓文軒平瓦である。内区の中央に弧線を一本入れており、下外区の中央付近は二段の周縁としている。調整は、瓦当周縁部に瓦当表面から約1cmにわたりへラ削り、平瓦部凹面には、板状工具による乱方向のナデが見られ、かすかに布目痕もとどめるものの、棹板圧痕は認められない。平瓦部凸面には、やはり板状工具によるタテ方向のナデが見られるが、繩叩き目は見られない。平瓦部の製作技法及び瓦当部との接合法は不明であるが、これは瓦当裏面と平瓦部の接合部分を、粘土で補強、成型して曲線顎としたため、製作時の痕跡が消失してしまったものと考えられる。胎土は砂粒を多く含み、焼成は軟調で、黒～灰色を呈する。

以上の軒瓦のうち、重廓文と重廓文のセットは、難波宮跡出土の形式番号6011-6574に近似することが指摘されており^(注1)、今回出土のものについても、同様と考えることができる。また、均整唐草文軒平瓦は、既に下岡田遺跡及び安芸国分寺跡出土のものと同型式とされているが^(注2)、瓦当部と平瓦部の接合位置に若干の差が認められる。しかし、いずれにしても瓦当面の文様などから、奈良国立文化財研究所の分類による、第Ⅲ期に比定されるものと考えられる^(注3)。

丸瓦・平瓦

9はSD8602(T8610)の瓦層上部より出土した、ほぼ完形の玉縁丸瓦である。^(注4)全長30cm、両端とも幅14cm、厚さ約1.5cm、玉縁部は一部欠落しているが、推定幅約12cmを割る。凹面には布目痕とともに斜行する糸切り痕が認められるが、棹板圧痕は見られない。凸面にはタテ方向の繩叩き目も残るが、調整については、全体に叩き目を消すように、板状工具によるタテ・ヨコ方向のナデが見られる。また、粘土紐巻き上げの痕跡は認められず、左右両端部にはへラ削りが見られる。これらのことから、製作技法は棒状の型を用いた粘土板巻きつけによるものと考えられる。また、丸瓦部と玉縁部の境界付近の欠落面からみて、両者は接



第9図 出土土器実測図

合されたものではなく、一体成形されたものと思われる。胎土は精良、焼成も良好で、青灰色を呈する。

7はT8607の地山レベル付近より出土した平瓦である。全長35.5cm、両端とも欠落部分があるが、広端推定幅26cm、狭端推定幅21.5cm、厚さ約2cmを測る。凹面には粘土のめくれなどが見られ、作りは粗雑である。調整は板状工具によるタテ方向のナデが見られ、布目痕、枠板圧痕もかすかにとどめている。凸面にはタテ方向の綱叩き目が見られる。また、側面、端面にはヘラ削りが見られる。さらに、意図は不明であるが、狭端の右側を斜めに切り落しておらず、これが無ければ狭端幅は約23cmあったものと推定される。また、粘土紐巻き上げの痕跡は認められないことから、製作技法は、粘土板巻きつけによる平瓦桶巻き作りと考えられる。胎土は砂粒を多く含むが、焼成は良好で、灰色を呈する。

8はT8607の地山レベル付近より出土した平瓦である。全長35.5cm、両端とも欠落部分があるが、広端推定幅26cm、狭端推定幅23cm、厚さ約1.8cmを測る。調整は凹面に板状工具によるタテ方向のナデが見られるが、かすかに布目痕もとどめている。凸面にはタテ方向の綱叩き目が見られる。側面、端面にはヘラ削りが見られる。また、凹面に枠板圧痕は見られないが、凹凸面とも粘土紐巻き上げの痕跡もなく、さらに両端の幅や曲率が異なることなどから、これも粘土板巻きつけによる、平瓦桶巻き作りと推定される。胎土は砂粒を含むが比較的精良で、焼成も良好、青灰色を呈する。

10はSD8602(T8610)の瓦層上部より出土した、ほぼ完形の平瓦である。全長は33.5cm、広端幅27cm、狭端幅25.5cm、厚さ約1.8cmを測る。凹面には布目痕、枠板圧痕とも明瞭に残っており、凸面にはタテ方向に綱叩き目が見られるが、部分的には板状工具によるヨコ方向のナデも見られる。側面、端面にはヘラ削りが見られる。製作技法は、7、8同様、粘土板巻きつけによる、平瓦桶巻き作りと考えられる。胎土は砂粒を多く含み、焼成は軟調で、黒～黒灰色を呈する。

今回出土の丸瓦、平瓦について見てみると、その製作技法は、平瓦では叩きしげが徹底して行われたためか、糸切り痕を残すものは見られないが、凹面に残る枠板圧痕や、上下両端の曲率の差などから、粘土板巻きつけによる桶巻き作りと考えられる。丸瓦では糸切り痕を残すものも見られるが、凹面に枠板圧痕は無く、上下両端の曲率の差は認められることなどから、棒状の型に粘土板を巻きつけて作ったものと考えられる。

また、凸面に残る綱叩き目の形状は、製作時期判定の手がかりとなるものであり、今回出土の平瓦に残る綱叩き目の形状が、上端から下端まではばまっすぐに通るものであることから、浦林氏の分類によると第Ⅱ期にあたると推定される。^(註5)

以上のことから、今回出土の丸瓦、平瓦については、製作時期に明確な差は認められず、製作技法などからみて、概ね奈良時代のものと推定され、軒瓦と時期的にも一致するものであろう。

2. 土器類(第9図)

須恵器

11はSD8601の埋土上面より出土した壺の口縁部で、推定額部径35.8cm、厚さ約1.5cmを測る。外面には、下から2条の沈線、8本単位の櫛齒状工具による波文状、2条の沈線、10本以上の単位の櫛齒状工具による波文状がめぐるが、上方は不明であり、内外面ともロクロナデを施す。胎土は精良、焼成も良好で、灰白色を呈する。

17はT8606のSP20底部付近より出土、18はSB8601のSP09の底部付近より出土した、いずれも蓋のつまみであり、偏平な擬宝珠状を呈するが、18の方が若干頂部の尖りが鋭い。いずれも表面磨滅が著しいが、円周方向のナデは認められる。胎土は精良であり、焼成も良好、灰色を呈する。これらの須恵器は、奈良～平安時代のものと思われる。

土師質土器

16はSB8601のSP09の埋土上より出土した皿である。口径12.7cm、器高3.1cm、底径6.2cmを測る。体部は直線的に立ち上がり、口縁端部は丸くおさめる。器壁は約0.2cmを測る薄いものであり、断面内外面に粘土紐成形による凹凸が見られ、底部と体部の接合方法は貼り付けによるものである。内面は磨滅し、外面にはロクロンナデが見られる。底部の切り離し技法は、回転によるものと思われるが、切り離し後、ヘラ状工具で底部外面にナデを施しているため、ヘラ切りによるか糸切りによるかは不明である。胎土は精良であり、焼成はやや軟調で、淡黄褐色を呈する。時期については、出土例も少なく、攪乱を受けていることもあって、明確にできなかった。

瓦 器

12はT8611の床土より出土した高台付碗である。口径15.1cm、器高5.3cm、底径5.2cmを測る。体部は内湾して立ち上がり、口縁端部は丸くおさめる。外面とも磨滅しているが、口縁部内外面にはヨコナデを施し、内面には乱方向の幅0.3cm程度のヘラ磨きがわずかに見られる。高台は貼り付けによる高さ0.5cm程度のものである。胎土は砂粒を多く含み、焼成はやや軟調で、外面上半が黒、下半が灰白色、内面は黒色を呈する。

13も高台付碗であり、T8614から出土した。体部は内湾して立ち上がり、口縁端部はやや厚くし丸くおさめる。体部内面は磨滅が著しいが、口縁端部内面には、円周方向の幅0.3cm程度のヘラ磨きがわずかに見られる。口縁部外面にはヨコナデが見られる。高台は貼り付けによる高さ0.4cm程度のものである。胎土はわずかに砂粒を含むが精良であり、焼成は良好で、外面上半が黒、下半が灰白色、内面は黒色を呈する。

14はT8614から出土したほぼ完形の皿である。口径9.0cm、器高1.6cmを測る。口縁部は直線的であり、端部はやや肥厚し丸くおさめる。内外面とも磨滅が著しいが、口縁部内外面にはヨコナデ、口縁端部付近の内面には円周方向の、さらに底部内面にかけては乱方向の幅0.3cm程度のヘラ磨きがかかるに見られる。また、底部外面には指頭圧痕が認められる。胎土は精良であり、焼成も良好で、灰色を呈する。

15もT8614から出土したほぼ完形の皿である。口径9.2cm、器高2.1cmを測る。体部はやや内湾して立ち上がり、口縁部は外反気味に終る。端部はやや肥厚し丸くおさめる。口縁部外面はヨコナデ、口縁端部内面～底部内面には乱方向の幅0.3cm程度のヘラ磨きがかかるに見られ、底部外面には指頭圧痕が認められる。胎土は精良であり、焼成も良好で、黒灰色を呈する。

これらの瓦器は、いずれもその胎土、形態、磨き調整の手法などから和泉型瓦器と考えられ、時期的には13～14世紀の頃のものと考えられる。^(注6)

その他の遺物としては、瓦類について土師器が多かったが、今回は図示し得るものを見られなかった。また、若干の陶器、青・白磁や磨製石斧・石鎌などの石器類、鉄釘なども出土した。

(注1) 五日市町教育委員会『中垣内遺跡試掘調査概要』 1985

(注2) (注1)に同じ

(注3) 奈良県国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料』「瓦編2解説」 1974

(注4) ノルマニ「瓦編1解説」 1974

(注5) 沢林亮次「瓦の歴史」「建築史研究」二八号 1960

(注6) 川越俊一「中・四国地方の瓦器一特に広島県下出土例を中心として一」「芸術」第11集 芸術友の会 1981

V ま と め

今回の発掘調査は、昭和59年に五日市町教育委員会が行った調査に引き続いで実施した第2次調査である。
調査にあたっては、第1次調査で中垣内遺跡が官衙それも駿館の可能性が高いと考えられていることから、
^(注1) 遺跡の北及び西側の限界を確認することを目的として、トレンチを設定した。この結果、北側については均
整唐草文軒平瓦の出土状態や SA 8601 の検出状況などから、尾根上にさらに遺構の存在が予想されるが、西
側については現在の道路を限界とすることを確認した。

検出された遺構は、既に述べたとおりであるが、今回の調査では、第一次調査で検出した SD 8401 に加え
て、新たに溝及び掘立柱建物 3 棟分を検出した。また遺物については、第一次調査とはほぼ同様の軒丸瓦、軒
平瓦、平瓦、丸瓦などの瓦類多數と須恵器、土師質土器、瓦器などが検出されたが、T 8610、T 8611 出土
の瓦類以外の遺物については、相当攢乱を受けており、遺構との関連を明らかにし得るものはほとんどなか
った。

さて、出土遺物の中心をなす瓦類について考えてみる。瓦は、そのほとんどが SD 8602 の埋没後早い時期
ないしはほぼ同時に堆積した状態で出土している。このうち瓦当部分は、重圓文軒丸瓦 3 点、重圓文軒平瓦
1 点、均整唐草文軒平瓦 1 点であった。いずれも、第一次調査出土のものと同型式であり、重圓文及び重鄭
文のセットについては、難波宮の形式番号 6011-6574 に近似することが指摘されているものである。^(注2) 均
整唐草文軒平瓦は、中心飾は不明であるが、唐草が 3 回反転するもので、第一次出土のものと同型式である。
しかし、外区の珠文が小圓線内に突起を持たない点に違いが見られる。これらの瓦は、安芸駿館に比定され
る下岡田遺跡及び安芸国分寺のものと類似していることは既に知られているが、同範ではなく、特に下岡田
遺跡・安芸国分寺の均整唐草文軒平瓦に比べて、中垣内遺跡のものは、瓦当部の接合手法及び胎土・焼成等
の点で違いがみられる。

また、平瓦は全体に作りが薄く、凸面部には細目、凹面部には布目痕及び桶巻き時の木型の跡を残すもの
である。

以上の点から瓦類の年代観を考えてみると、重圓文軒丸瓦が比較的出土時期が限られる点や、下岡田遺
跡、安芸国分寺出土の均整唐草文軒平瓦との造りの違いはあるものの、ほぼ同型式ということが可能である
点、また、平瓦の形態技法等から、前回報告と同時期のものといえよう。

遺構についてであるが、T 8610 及び T 8611 から検出された SD 8602 は、瓦の出土状態から瓦とは同時
期と考えられ、地下において連続していることが予想されるが、いずれも断面逆台形で上縁幅 1.4 m、基底
部幅 0.5 m、深さ 0.4 m を測る東西に走る溝であり、さらに、SD 8602 は T 8611 西辺において南へ向けて屈曲
すると考えられる。また、SD 8602 の北側壁面には、あたかも人為的に配置したような石列がみられる。加
えて、前回検出した SD 8401 とは一本に繋がらず、SD 8602 の南側に東西に延びることが予想される点、S
D 8602 の南約 2 m の地点から柱穴が検出されている点や他遺跡の例などから、^(注3) SD 8602 は築地溝の可能
性が考えられる。この場合、この溝は中垣内遺跡の中心部分の北限を示すものといえよう。しかし、第一次
調査においては、この溝の内側で建物らしい遺構は検出されていないことから、今後さらに面的調査を実施
して、遺構の有無の確認を行なう必要がある。

次に SB 8601 ~ SB 8603 についてであるが、これらは相互に切り合い関係もなく、前後関係は不明である
が、少くともこの建物群が 3 時期にわたって存在していたことがわかる。また、出土遺物から SB 8601 につ
いては、おむね奈良~平安期のものと考えられる。

さて、それぞれの建物について考えてみると、SB8601の柱穴は径70cm～140cm、深さ46cm～74cmを測る隅丸方形ないし円形プランを呈するもので、柱間は東西方向約2.1mと7尺等間を意識したと考えられる。南北方向については、T8606とT8607の間に柱穴の存在を予想すると、東西方向とはほぼ同じ7尺等間となり、2間×4間以上の東西棟の総柱の掘立柱建物を考えることができる。また、SB8602はSB8601に直交する方向に3間分の柱穴を検出したものであるが、柱間は2.1mとやはり7尺等間を意識している。また柱穴も一辺1m程度の隅丸方形を呈することから、SB8601とはほぼ同時期と考えられる。SB8603については、柱穴の規模は他の2棟に比べて小さく、また中軸線もSB8601より約5度北に偏している点など、SB8601及びSB8602とは性格あるいは時期の異なるものと考えられる。

以上の点を考慮して、この建物群の性格を考えてみる。既に述べたように、SD8602がこの官衙跡の中心地域の北限の築地溝と考えるならば、この建物群は、その区画外に立地するものであり、さらにSB8601～SB8603は、下岡田遺跡検出のSB003^(注4)あるいは三次郡衙とされる下本谷遺跡検出のSB7501、SB7502等^(注5)と柱間の寸法や柱穴の規模、形状、柱痕の径、立地等が類似していることなどから官衙に付属する倉庫群とするのが妥当であろう。

さて、以上述べた遺構の配置は、官衙といわれる遺跡に通有のものであり、第一次調査で比定された駅館に限らず、国衙、郡衙、軍団等にも比定し得るものであろう。国衙については、すでに安芸郡府中町に比定されており、これを想定することは無理がある。軍団についても、佐伯郡に軍団が置かれた事実があるにしても^(注6)、その施設内容が明らかでないため、判断し得ない。郡衙について考えてみると、中垣内遺跡の立地する丘陵は、東西を谷に囲まれているとはいえ、最大100m程度の幅を確保することができる。ちなみに、下本谷遺跡は政府と考えられる建物を囲むように半町幅の柵をもち^(注7)、また、美作国勝田郡衙とされる勝間田遺跡では半町幅の築池溝をもっているなど^(注8)、規範的には、中垣内遺跡も十分郡衙の規模を確保し得ると考えられる。しかし、佐伯郡衙に比定される「郡」という地名が五日市町高井付近に残っているため、中垣内遺跡を郡衙とするにも問題が残る。

いずれにしても今回の調査は、トレンチを主体にしたものであり、官衙の中心地域についても、未確認であることなど、不明な点が多く、その性格について明らかにし得なかつたため、今後さらに継続して調査を実施していく必要がある。

(注1) 五日市町教育委員会『中垣内遺跡発掘調査概要』 1985

(注2) (注1)に同じ

(注3) 岡山県教育委員会『勝間田遺跡緊急発掘調査概要』岡山県文化財報告4 1974

広島県教育委員会『安芸國分寺跡－第3次調査概報』 1972

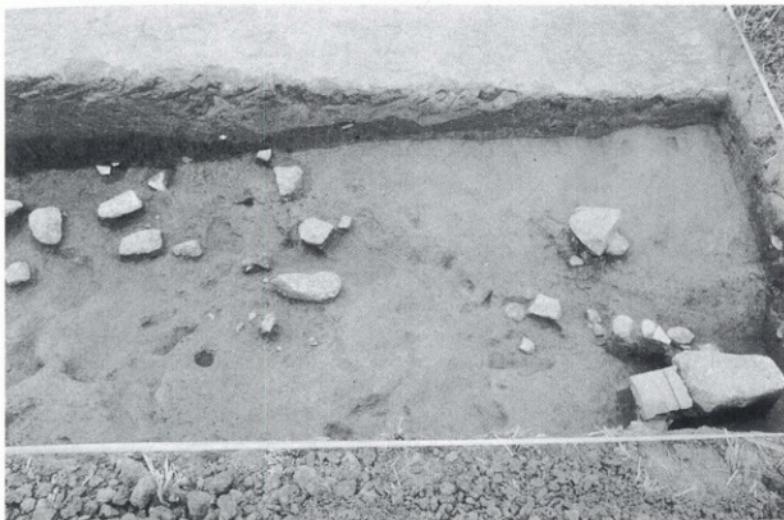
(注4) 府中町教育委員会『下岡田遺跡発掘調査概報』 1965

(注5) 下本谷遺跡発掘調査団『下本谷遺跡－推定備後國三次郡衙跡の発掘調査報告』 1975

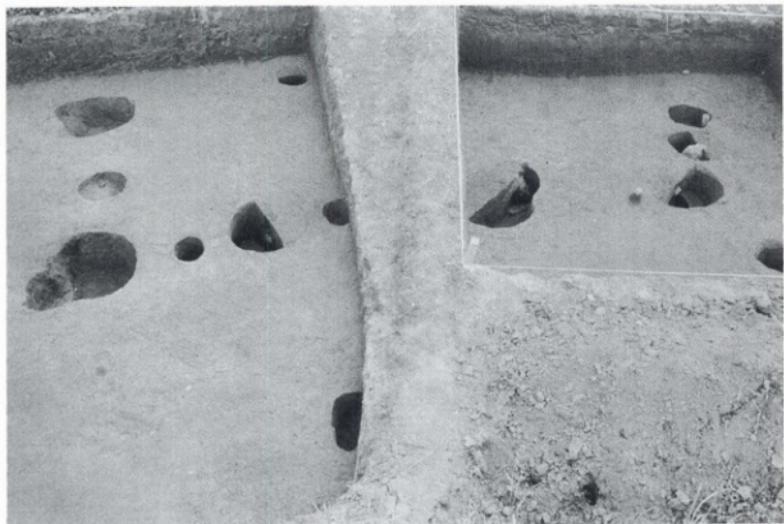
(注6) 『周防國正税帳』 正倉院文書、広島県史古代中世資料編Ⅰ所載

(注7) (注5)に同じ

(注8) (注3)に同じ



a. 軒平瓦出土状態 (T 8603 東から)



b. SA 8601 (T 8604, T 8605 北から)



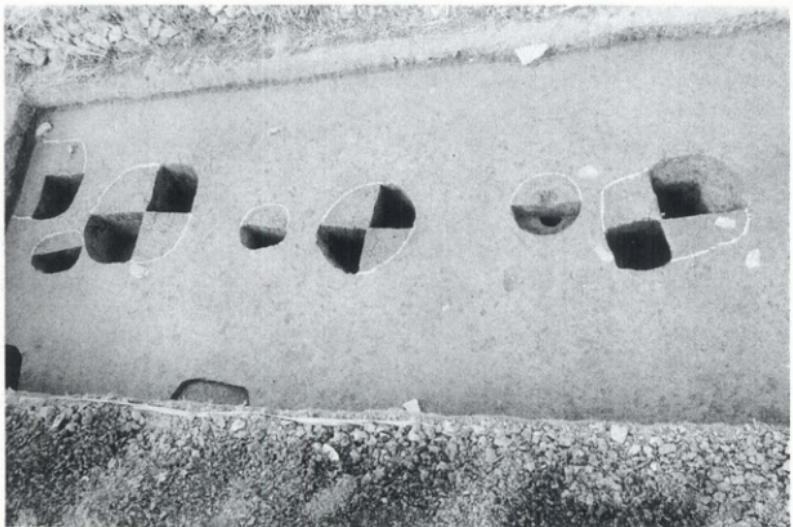
a. SB 8601 及び SD 8601 東半分 (T 8606 北から)



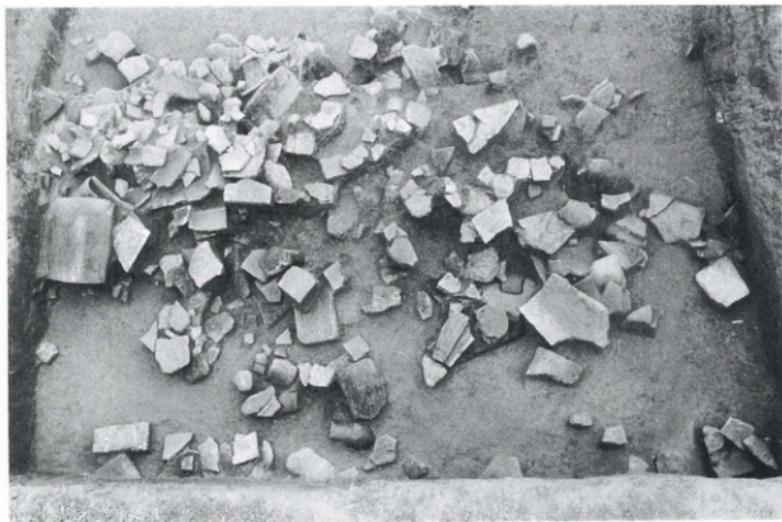
b. SB 8601 及び SD 8601 西半分 (T 8606 北から)



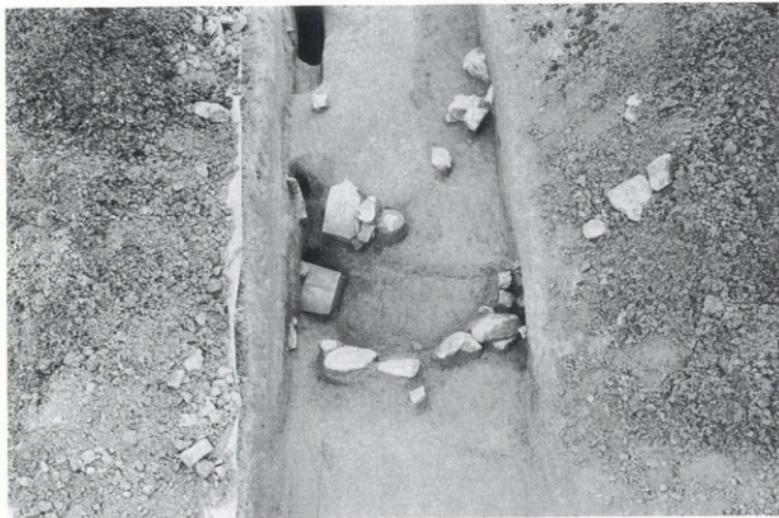
a. SB 8601 及び SB 8603 東半分 (T 8607 西から)



b. SB 8601 ~ SB 8603 西半分 (T 8607 南から)



a. 瓦出土状態 (T8610 北から)



b. SD 8602 (T 8611 北から)



a. SD 8603 (T 8612西から)

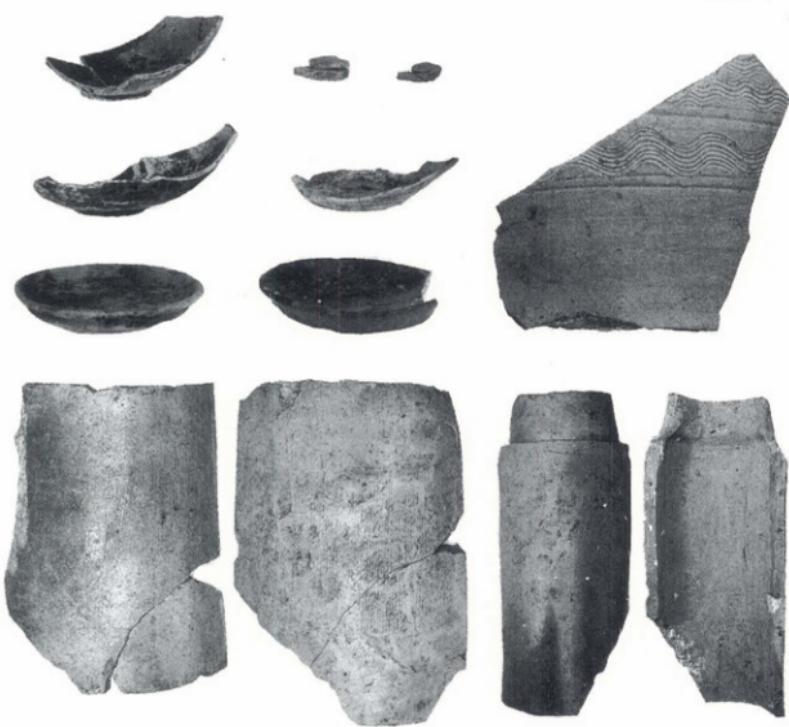


b. 瓦器出土状態 (T 8614東から)



出 土 瓦

縮尺 1/6



出土瓦及び土器

縮尺 1/3 (土器)
縮尺 1/6 (瓦)

広 X4-86-218
広島市の文化財 第38集
広島市佐伯区五日市町所在
中垣内遺跡第2次発掘調査概報

1987年3月

編集行 広島市教育委員会
(社会教育部管理課)
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
(〒730) TEL (082)245-2111(代)

印刷 電子印刷株式会社
広島市中区塙町一丁目1番5号